

# 自動車税に係る申告受付業務委託仕様書

## 1 目的

道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち二輪の小型自動車、軽自動車、小型特種自動車及び大型特種自動車を除いたもの（以下「登録車」という。）に係る自動車税申告書（報告書）（地方税法施行規則第16号の43様式）（以下「申告書」という。）の受付事務（自動車保有手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）申告を含む。）について、県税事務の効率化を図るため、自動車税に係る申告受付業務（以下「申告受付業務」という。）を委託する。

## 2 委託業務内容

委託業務の内容については次のとおり。

### (1) 申告書受付等業務（令和5年～令和7年：月平均件数 約5,700件）

申告書の内容が、地方税法、大分県税条例及びその他関係法令に従い適切に記載されているかを関係書類と突合の上確認する。

#### ① 納税義務者の確認

自動車税の納税義務者が適切に記載されているか確認する。

#### ② 自動車税の税率及び月割り自動車税額の確認

登録車の排気量、積載量及びその他の種別により決定される自動車税の税率が適正であるかを確認する。また、登録月の翌月から月割りで課される自動車税額についても適切であるか確認する。

#### ③ その他必要事項の確認

大分県自動車税システムの電算処理に必要となる申告区分等の各種項目の記載状況等について確認する。

### (2) 申告書（OSS申告を除く）編綴等業務

#### ① 受付件数等の集計作業

申告書の受付終了後に当日受け付けた申告書の件数を集計し、「自動車税申告書引渡書」（様式1）にその件数を記載する。

#### ② 申告書等の編綴作業

上記2(2)①の申告書を登録番号順に並べ替え、「自動車税申告書引渡書」とともに綴じ紐等で束ね、受付日中に大分県税事務所職員に引き渡すこと。

## 3 委託業務の履行期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日までとする。

ただし、契約締結の日から令和8年7月31日までの期間は、業務準備及び引き継ぎの期間とする。

## 4 業務報告

受託者は、上記2の申告受付業務の実施状況を、毎月、「自動車税申告書受付状況報告書」（様式2）により県に報告しなければならない。

## 5 作業要員

(1) 受託者は、申告受付業務を適正かつ円滑に実施するため、申告受付業務に従事する

作業員（以下「作業要員」という。）を選任し、業務を遂行することとする。

(2) 受託者は、作業要員の選定について、十分な注意をもって行うとともに、本業務に精通する者を充てることとする。

## 6 服務関係

(1) 主任担当者の選任等

① 受託者は、主任担当者を定め、県に文書をもって通知しなければならない。

② 受託者は、作業要員の氏名等を記載した作業要員名簿（様式任意）を県に提出するものとする。

③ 主任担当者は、作業要員に対する関係法令の運用について一切の責任を負うものとする。

(2) 作業環境等

作業要員が申告受付業務の遂行のために必要な机、椅子、電話、FAX及びパソコンは県において準備する。

なお、筆記用具等の消耗品については、受託者において準備・補充する。

## 7 作業時間

審査受付業務の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）とする。

ただし、午後5時15分までに審査受付業務が終了することができない場合は、当該業務が終了するまで実施時間を延長して行うものとする。

## 8 作業場所

作業要員は、以下の作業場所で審査受付業務を実施する。

住所 大分県大分市大津町3丁目4番13号 大分県交通会館2階

名称 大分県税事務所自動車税管理室

## 9 電子計算機等の適正使用

受託者は、申告受付業務を履行する目的以外に、県の保有する電子計算機等（電話、パソコン、プリンタ、コピー機等）を使用してはならない。

## 10 データのセキュリティ

受託者は、申告受付業務を履行する目的以外に、申告書及び関係書類を複写又は使用してはならない。

## 11 秘密の保持

(1) 受託者は、委託業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 受託者は、申告受付業務に従事する作業要員、その他の者に対し上記11(1)の義務を遵守させるため秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

## 12 受託者の変更による引継ぎ

受託者に変更がある場合は、円滑かつ支障なく業務を開始できるよう後継受託者の

責任において、業務開始日までに前受託者から業務手順等を引継ぐものとする。  
なお、引継ぎに要する一切の費用は後継受託者の負担とする。

(様式1)

## 自動車税申告書 引渡書

大分県税事務所  
自動車税管理室長 殿

受託者名

令和 年 月 日に受け付けた自動車税の申告書について、下記のとおり  
引き渡します。

区 分	件 数
窓口受付分	
合 計	

(様式2)

令和 年 月 日

## 自動車税申告書 受付状況報告書

大分県知事 殿

受託者名

㊞

下記のとおり、令和 年 月の自動車税申告書の受付状況について報告します。

日	曜日	受付件数内訳			合計	備考
		OSS申告分を除く		OSS申告分		
		課税分	課税なし分			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合計						